

賃金・賞与・退職金の基本

「賃金」は「労働時間」とならび重要な労働条件のひとつであり、対応を誤ると従業員とトラブルに発展しやすい事項です。ここでは、賃金管理の基本と管理上の留意点について解説します。

-CONTENTS-

1. 賃金支払いの5原則

- ・賃金とは何か
- ・口座振り込みを可能とする法理
- ・代理の人に賃金（現金）を渡してもよいか
- ・欠勤したまま消息不明の社員への支払いはどうするか
- ・賃金締切日（支払日）の変更について
- ・端数処理の方法
- ・労基署からの指摘 控除協定
- ・手当の誤支給清算について

2. 欠勤遅刻早退時の賃金カット

- ・賃金カットは法律用語ではない
- ・月給者の欠勤で賃金をカットしていいか
- ・遅刻は何分からカットし始めるか
- ・控除の計算方法

3. 割増賃金の考え方

- ・割増賃金の種類と支払いの原則（時間外・休日・深夜労働）
- ・時間外、深夜、休日とはいつを指すのか
- ・割増賃金単価の求め方
- ・管理監督者に対する割増賃金
- ・遅刻した者への残業手当
- ・1分から計算するのか

- ・今日の時間外労働を明日の早退で相殺できるか
- ・定額残業制について

4. 平均賃金、休業手当、年次有給休暇の賃金

- ・平均賃金の算定が必要な場面
- ・休業手当を支払う場合とは
- ・年休日の通勤手当は支給しなくてもよいか

5. 減給の制裁

- ・減給処分に限界はあるか
- ・減給処分の留意点
- ・賠償予定の禁止とは何か
- ・期待を下回った人の賃金を下げてよいか

6. 賞与、退職金の留意点

- ・そもそも支給の根拠は何か
- ・退職金の支給対象（区分）はどのように定めるか
- ・賞与を支給しなくてよいか
- ・退職金は支給しなければならないか
- ・退職金制度を廃止していいか
- ・賞与を現物支給してよいか
- ・支給日直前の退職者に賞与を支給するかどうか
- ・年休取得者の賞与を減額してもよいか
- ・退職金支給後に不正が判明したときの対応

開催日時

平成30年12月6日(木)

13時30分～16時30分

会場

経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）
新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 社会保険労務士法人ふじた事務所 代表社員 藤田 英樹 氏

昭和63年法政大学卒業。同年、社会保険労務士試験合格、山口社会保険労務士事務所入所。平成8年同所、所長に就任。平成18年特定社会保険労務士試験合格。平成23年社会保険労務士法人ふじた事務所代表就任。新潟地方裁判所民事調停委員なども務める。



受講料	一般 16,200円 (1名・消費税込) 会員会社 10,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)またはホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講料は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	平成30年11月29日(木) ※受講料は11月29日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイセイギョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

人事労務講座申込書 (12/6)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込 その他 請求書 要 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。